



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

告示（海区漁調）

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………三

告示

●東京都告示第六百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月八日

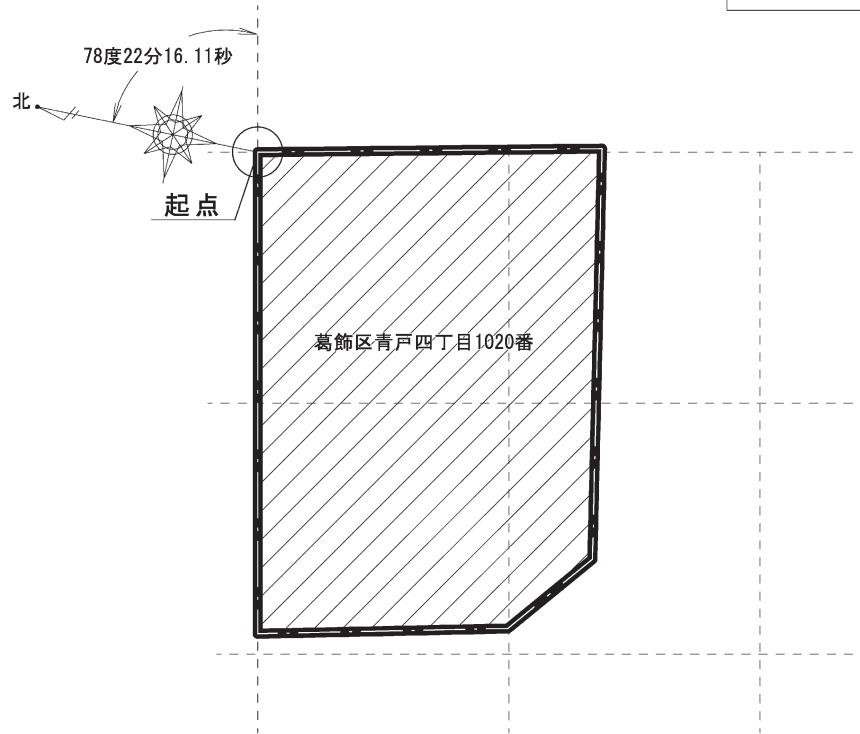
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区青戸四丁目地内）

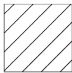
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
-  形質変更時
要届出区域

【起点】

起点は、次の座標とする。
 X座標：-27916.796、Y座標：1696.122
 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)
 の規定により、世界測地系座標計算
 によって作成した。

【格子の回転角度(78度22分16.11秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により構成され
 ている格子を、起点を中心として、
 右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

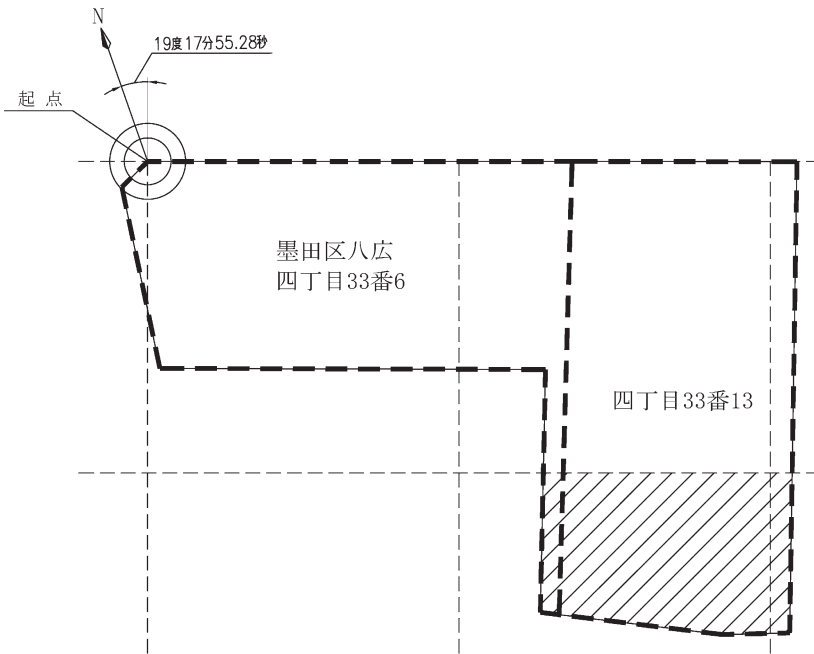
令和八年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区八広四
 丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及び
 その化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- - - : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、墨田区八広四丁目33番6の最北端とする。

【格子の回転角度(19度17分55.28秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第三号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

なお、令和八年東京漁調指示第二号（東京海区における浮きはえ縄漁業の制限）は、廃止する。

令和八年五月八日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 令和八年六月一日から同年十二月三十一日までの間の大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孺婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業。ただし、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島又は青ヶ島に住所を有する者が、その住所地である島の最大高潮時海岸線から三海里以内の海域で操業する場合は、この限りでない。

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認(六月一日から十二月三十一日までの期間)を受け水揚げした実績を有する者

イ 前年度に承認を受け操業したもの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者

ウ 委員会が特に認めた者

エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は九十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	二十二隻
静岡県	九隻
千葉県	五十隻
宮城県	二隻
和歌山県	四隻
高知県	三隻

イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶

の隻数の最高限度は二隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

千葉県	二隻
-----	----

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合

エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

オ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

(操業方法等)

三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。

(一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

(三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以

内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(操業協定等)

四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者(漁業協同組合等を含む。)との間又は他の競合する漁業者(漁業協同組合等を含む。)との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。

(一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

(二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合には、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組

合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたととき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和九年一月二十九日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和八年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

